

## 教育委員会会議録要旨 (令和4年第4回)

定例会	日 時	令和4年2月22日(火) 午後1時30分
	場 所	明石市役所分庁舎 4階教育委員会室
出席者	委 員	北 條 英 幸            教 育 長 柏 木 輝 恵           委 員 川 本 まり子          委 員 橘        幸 男            委 員 橋 本 彰 則           委 員
	事 務 局	村田局長 田辺次長(管理担当)兼総務課長 桑原次長(指導担当) 三ノ浦総務課企画総務係長

## 次 第

### ○議案

議案第 5 号 第 3 期あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）策定のこと

### 開催

（北條教育長）

それでは、ただいまから、令和 4 年第 4 回定例会を開会します。

本日の署名委員は、川本委員をお願いします。

前回の審議事項は、議案第 3 号「令和 3 年度明石市一般会計補正予算（3 月）につき要請のこと」及び議案第 4 号「令和 4 年度明石市一般会計当初予算につき要請のこと」を審議し、いずれも原案のとおり可決されています。

ご確認ください。

それでは、本日の審議を始めます。

議案第 5 号「第 3 期あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）策定のこと」について、説明をお願いします。

（田辺次長）

議案第 5 号「第 3 期あかし教育プラン（明石市教育振興基本計画）策定のこと」について説明させていただきます。

議案の提案理由でございますが、平成 28 年 3 月に策定した「第 2 期あかし教育プラン」が、令和 3 年度末で 6 年間の計画期間が終了いたします。これを受けまして、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、新たに令和 4 年度以降の本市における教育の振興に向けた施策に関する基本的な計画を策定する為でございます。

なお表現を修正すべき箇所があった場合、前回の定例会の中で、教育長と事務局が協議し、変更することを委員の皆様から御一任いただきました。内容的な変更はございませんが、プランの内容がより伝わりやすくなるように、表現を一部変更しておりますことを念の為報告いたします。

それでは、プランの説明につきまして「教育委員会資料「第3期あかし教育プラン」の策定について」に基づき、ご説明いたします。

こちらの資料につきましては、3月10日に開催されます文教厚生常任委員会に提出する予定にしております。項番1「計画の位置づけ」でございますが、この計画は、本市における教育施策の基本理念、基本方針及び基本的な方策を示すもので、「あかしSDGs推進計画（明石市第6次長期総合計画）」に基づく教育分野の個別計画に位置付けられます。計画策定にあたりましては、市長と教育委員会で構成する総合教育会議において協議・調整の上で定められた「明石市教育大綱」の基本目標や基本方針を踏まえたものとなります。

次に項番2「計画の期間及び対象」でございますが、計画期間は、2022年度から2030年度までの9年間で、計画の対象は、0～18歳の子どもの教育施設全般でございます。

次に項番3「検討経過（令和3年12月文教厚生常任委員会報告以後）」でございますが、パブリックコメントを実施し、実施期間中に1件のご意見をいただきました。また、パブリックコメントや文教厚生常任委員会におけるご意見を報告し、教育委員の皆様にご審議いただいた上で、計画を策定するという内容でございます。

次に項番4「計画の概要」でございます。

まず(1)「計画の柱」でございますが、計画策定にあたって、参考にすべき明石市教育大綱などの趣旨を踏まえ、あかし教育プランにおけるSDGsの取組みとしまして、3つの柱「誰一人取り残さない一人ひとりに寄り添った質の高い教育を行う」「子どもの学びと育ちをまちのみんなで支える」「持続可能な社会の担い手を育成する」を定めています。

次に「計画の構成」ですが、子どもに育みたいちからとして「育む5つのちから」を掲げ、この5つのちからの育成に向けて、教育の役割を5つに整理いたしました。この役割を果たす為の方策としまして、3つのテーマに分類した9つの方策を掲げ、これを総合的に実施していく計画としております。

議案の説明は以上です。

(北條教育長)

議員の皆様にはいろいろとご意見をいただきながら、逐一修正をかけてきました。こちらで最終ということになりますが、何かご意見やご質問などはありませんでしょうか。

(川本委員)

「教育の役割」の「子どもたちの自律的な学びの為の環境を整える」の箇所だけ「子ども」ではなく「子どもたち」となっておりますが、これは何か理由があつてのことでしょうか。

(田辺次長)

ご指摘のとおり見落としの部分だと思いますので、対応させていただきます。

もう一点、「育む5つのちから」の②「自分の行動や考え方を客観的に見つめるち」となっておりますが、正しくは「自分の行動や考え方を客観的に見つめるちから」です。失礼いたしました。

(橘委員)

教育プランがまとまったことは喜ばしいことで、異論はないのですが、市長が定める「明石市教育大綱」と教育委員会が定める「あかし教育プラン」の関係について、図式によって示されると、重み、軽みがわかりにくいように感じます。教育プランでは「教育大綱の基本目標や基本方針を踏まえ、教育プランを策定しています」とあり、「踏まえ」という言葉が使われています。また第4章基本的な考え方では教育大綱にある目標と教育プランの目標を一致させているという趣旨のことが書かれています。結局、教育大綱と教育プランと

の関係について、言葉は一致させていますが、別々の存在と見ていいのか、表裏一体のものなのか、読んでみるとさらに分からなくなりました。密接な関係があるとするならば、教育大綱に掲げられている3つの基本方針の言葉は、教育プランでは使われていません。第3章「SDGsについて」の3(2)では、「取組の詳細については、第5章の方策6-2の項目で記載しています」とあります。教育大綱の中の3つの目標以上のものが教育プランの中に入って、教育大綱の中には書かれていない。また教育プランに書かれていることが全て教育大綱に反映されているかというところとそうではないような関係にとれます。反映されていないといいますか、SDGsと無関係のところがあります。ところが教育大綱の方は、それが全ての目標であるかのように受け取れるわけですね。教育大綱と教育プランの関係、言葉の上で関連性を持つ必要はないということなのか、そこが疑問に感じました。

(田辺次長)

SDGsの推進計画から申しますと、教育に限らず、全ての取組み、施策、分野を含むこととなります。そのSDGs推進計画の中で、教育分野で取り組める内容について、今回の教育プランに落とし込んでいるということになります。教育プランの20ページに第4章第5章体系図を載せておりますが、例えば、基本的な方策1-3のように「※」印が打ってあるものについてはSDGs関連の方策ということで挙げさせていただきます。

教育大綱につきましては、生涯学習など教育プランに含まれていない部分も対象としております。全てが教育プランとイコールになるわけではありません。以前は完全に独立していた地方の教育行政ですが、法律の改正に伴い現在では、市長が開催する総合教育会議

での明石市をどうしていこうかという内容を踏まえて、教育大綱を作り、それらを汲みながら教育委員会で教育プランを策定するという流れになっています。

したがって、どちらが上というよりは、それを参考にしながら取り入れられる所は取り入れるということですので、全てがイコールになるわけではありません。たまたま今回は、目標の部分と3つのSDGsの取組の部分が、教育大綱に掲げる内容と教育プランに合ったということで、使わせていただいているわけです。

(橋委員)

教育大綱の方が狭い印象を受けました。教育プランには教育大綱から取り入れた部分が複数箇所ありましたが、この体系図を見ると、教育大綱というのは、そのような狭い範囲のものなのかという印象になってしまいます。

(田辺次長)

狭いと言われるのは、技能的なことが挙げられている為に狭く見えるのでしょうか。そもそも教育大綱は、細かい具体的な施策を挙げるといよりは、市全体の考え方を示すものですので、どうしてもイメージが湧きにくいものになっているとは思いますが。

(橋委員)

ありがとうございます。

(北條教育長)

それでは、議案第5号につきまして承認としてよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(北條教育長)

それでは議案第5号を承認いたします。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、第4回定例会を終了いたします。

(13:50 閉会)